

贈与って…??

贈与とは、個人と個人の間で、当事者の一方(贈与者)が自己の財産を無償で相手方(受贈者)に与える意思表示をし、相手方が受諾することによって成立する契約です。要は、「あげます」「もらいます」で贈与は、成立するのです。ここで言う贈与で財産をもらったときには、贈与税がかかり、贈与税には、「暦年課税」と「相続時精算課税」があります。

贈与税は、1月1日から12月31日までに贈与を受け、贈与税が算出される場合には、贈与を受けた人が、翌年2月1日から3月15日までに申告と納税をしなければなりません。

「暦年課税」

1年間の受贈額の合計額から基礎控除額(110万円)を差引き、差引き金額が1,000円以上になると贈与税の速算表(注1)により、贈与税額を計算し、申告納付義務があります。要するに、一般的に言われるように、年間110万円までは、税金がかからないのです。また、婚姻期間が、20年以上の夫婦の間で、居住用不動産等の贈与があった場合には、一定の要件に当てはまれば、贈与税の申告をすることにより、基礎控除額(110万円)の他に、最高2,000万円までの配偶者控除が受けられます。

「相続時精算課税」

贈与を受けたときに、贈与財産が2,500万円(特別控除)までは無税で、2,500万円を超える部分には、20%の贈与税を納付し、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に相続税額を計算し、既に納付した贈与税額を控除して精算するものです。ただし、一度この制度を選択すると、同じ贈与者からの贈与について「暦年課税」には戻れません。

対象者

贈与者は65歳以上の親

受贈者は20歳以上の贈与者の推定相続人である子(子が亡くなっているときは20歳以上の孫)

(注)年齢は贈与の年の1月1日現在にさかのぼってのものです

手続

贈与税の申告期限内に相続時精算課税選択届出書(添付書類あり)を贈与税の申告書に添付して税務署に提出しなければなりません。

2年目以降も受贈額の多寡にかかわらず、必ず申告の必要があります。

相続時精算課税についての概略は上記のとおりですが、この紙面で全てを記載できていませんので、この制度の適用を受けられる場合には必ず当事務所までお気軽にお尋ねください。

さて、ここからは「暦年課税」を中心に説明いたしますが、相続税の税務調査でグレーゾーンとして証明が難しいのが現金預貯金の贈与です。「本当に贈与があったの？名義だけ相続人やお孫さんなどの親族になっているのではないか？」と、指摘を受けます。

なお、暦年課税の基礎控除額（110万円）を超え、贈与税がかかる金額を贈与し、受贈者が贈与税の申告及び納税をしていても安心はできません。「あげます」「もらいます」の事実関係をしっかりと証明できるようにしておかないと、相続税の税務調査で否認される可能性もあります。そこで再確認。

贈与者（あげます）

- ・あげたのですから、印鑑は姓が同じでも贈与者のものはいずれも使えないはず。
- ・あげた人が理由なく通帳管理するのは、あげたことにならない。
- ・定期預金等の満期の書き換え手続を贈与者がしていると、本当にあげたのか疑問があります。
- ・もらった人がもらったことを知らないと、贈与は成立していないことになります。

受贈者（もらいます）

- ・もらったのですから、印鑑は受贈者の印鑑であること。
- ・通帳はもらった人が管理をしていること。
- ・もらった人が自由に預金を出し入れし、自由に使えること。
- ・もらったお金が手も付けられず同じ通帳にそのままになっていると、もらった人が通帳管理をしていたか証明が難しくなることがあります。

- 印鑑は、100円ショップのものや旧姓のままのものは要注意です。 -
- 贈与は贈与契約を書面で交わしておいた方が良いでしょう。 -
- 更には、贈与者と受贈者の住所が遠い場合は、どこの金融機関に貯金しておくかなどの注意が必要です。 -

以上のことがすべて整っていないと、贈与にならないとは言いきれませんが、「あげます」「もらいます」について、もう一度ご確認をいただき、問題が起きないように贈与を行いましょ。

贈与についてのお問い合わせは、お気軽に当事務所まで・・・。

（注1）贈与税の速算表（暦年課税）

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	-
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

1年間の受贈額から110万円を差し引いた残額について、左の速算表により贈与税額を計算します。

この資料は、贈与の注意点を中心に進めていますので「配偶者からの贈与の特例」や「住宅取得資金の贈与の特例」などについては、詳細な説明を入れていませんのでご了承ください。